

平成 28 年度

釧路川河川管理レポート



平成 29 年 3 月

国土交通省 北海道開発局
釧路開発建設部 釧路河川事務所

はじめに

近年では、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しています。平成 28 年 4 月 14 日に熊本県で発生した地震では、多数の家屋崩壊、土砂災害等により死者 64 名、重軽傷者 1,816 名の甚大な被害となりました。道内では、平成 28 年 8 月 17 日～23 日の 1 週間に 3 個の台風が北海道に上陸し、道東を中心に河川の氾濫や土砂災害が発生しました。また 8 月 29 日から前線に伴う降雨があり、その後台風 10 号が北海道に接近し、南富良野町の串内雨量観測所で、累加雨量が 515mm と各地で記録的な大雨となりました。水位状況としては豊頃町の茂岩水位観測所等の 6 カ所が、計画高水位を超えました。これらの大雨により、堤防越水が 4 カ所、決壊が 3 カ所という甚大な被害となりました。

釧路開発建設部管内では、標茶町で 8 月の降水量が 591mm となり、標茶水位観測所では避難判断水位を超え、戦後 2 番目の水位となりました。大雨により、内水浸水面積が 12.1ha、床下浸水家屋 23 戸、施設災害が 8 箇所発生しました。

このように豪雨が頻発する状況にあっては、引き続き治水安全度を向上させる堤防整備等を進めることとあわせて、既存の施設を適切に維持管理することにより持続的な安全を確保することがますます重要となっています。

さらに、社会資本全体として既存ストックの老朽化が懸念される中で、近年の厳しい財政状況も考慮して、河川という自然公物の特質に即した効果的・効率的な維持管理を行うことが必要です。

釧路開発建設部では、このような状況を踏まえ、平成 24 年 3 月に「釧路川維持管理計画」を策定し、本計画に基づき河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的に調査・点検・モニタリングを行い、その結果を河川カルテに記録するとともに評価を行い、「維持管理計画」に反映し、河川の状態の変化に応じた順応的管理（アダプティブ・マネジメント）に努めます。また、あわせて日頃外部から見えにくい河川維持管理の取り組みを地域の皆様へ知って頂くため、HP 等を通じた「河川管理の見える化」に取り組んでいます。本レポートでは、釧路河川事務所における日々の河川管理の取り組みを紹介するものです。

平成 29 年 3 月

釧路河川事務所長 石谷 隆始

1	河川の概要	1
1-1	地形	1
1-2	洪水の概要	2
2	河川維持管理の概要	5
2-1	直轄管理区間	5
2-2	河川維持管理の目標	6
3	河川維持管理における主な実施内容	8
3-1	河川の状況把握	8
3-2	河川巡視	9
3-3	点検（出水期前・出水中・出水後の点検及びモニタリング）	14
4	具体的な維持管理	17
4-1	堤防護岸等の施設の維持管理対策	17
4-2	水防等のための対策	17
5	地域連携等	18
5-1	河川管理者と市町村で連携して行うべき事項	18
5-2	河川管理者と市町村、NPO・市民団体との連携事項	18
6	河川管理施設の状況把握	19
6-1	河川巡視	19
6-2	点検	23
6-3	堤防除草	23
7	施設の維持管理対策	23
7-1	樋門補修	23
7-2	法面補修	24
8	釧路川の出来事	24
8-1	平成28年8月出水について	24
8-2	事件・事故	27
8-3	釧路川水防連絡協議会	28
8-4	釧路川環境保全連絡協議会	28
8-5	管理施設等操作訓練	28
8-6	刈草の無償提供	29
8-7	水質事故訓練	29
8-8	河道内樹木の無償提供（公募伐開）	29
8-9	釧路湿原川レンジャー	30
8-10	水生生物調査	31
8-11	花咲かじいさんプロジェクト	32
8-12	市町村との情報連携	33
8-14	河川協力団体	34
8-15	釧路川減災対策部会	35
8-16	防災学習について	37
8-17	水辺の賑わいに向けた取組（水辺で乾杯）	37

1 河川の概要

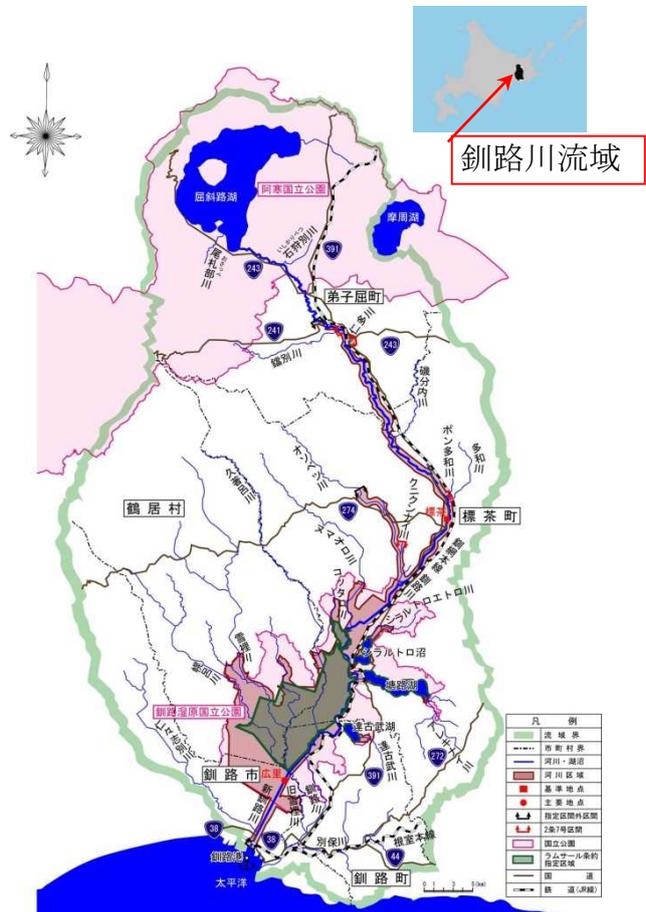
1-1 地形

釧路川は、北海道東部の太平洋側に位置し、その源を藻琴山(標高1,000m)等、屈斜路カルデラの外輪山に発し、屈斜路湖の南端から流れ出て、弟子屈原野を流れ、弟子屈町で鑑別川、標茶町でオソベツ川等の支川を合流し、釧路湿原に入り、さらに久著呂川、雪裡川の支川を湿原内で合わせ、岩保木地点において新釧路川となり、釧路市街地を貫流し太平洋へ注ぐ、幹川流路延長 154km、流域面積 2,510km² の一級河川です。

釧路川流域は、大きく3つの地形区に分かれています。上流域は山地、火山地であり、中流域は丘陵地、下流域に入っからは台地及び低地です。

上流域は、屈斜路、摩周のカルデラや活火山等があって起伏が激しく、中流域は、鑑別川合流点付近から南西にかけては標高 120m~300m の鶴居丘陵、南東には標高 40m~120m の根室段丘が広がっています。

下流域は、標高 10m 以下の平坦な釧路湿原が広がっています。



※釧路川水系では、岩保木水門より上流の釧路川及び下流の新釧路川が国管理区間であり、岩保木水門下流の釧路川は北海道管理区間となっています。よって、便宜上、釧路川を国管理区間である新釧路川及び岩保木水門より上流の釧路川としています。

1-2 洪水の概要

戦前では大正9年8月の低気圧がもたらした長雨による洪水により、釧路市街地が浸水し多大な被害が発生しました。この洪水を契機に釧路川新水路の開削や中流部の直線化等、本格的な治水事業が行われてきましたが、その後も相次ぐ洪水被害が発生しています。

戦後では、昭和35年3月の融雪出水による弟子屈町、標茶町での氾濫により、多大な被害が発生し、また昭和54年10月の台風による氾濫により被害が発生しました。平成28年8月に、台風の影響により強い雨が降り続き、釧路川の増水に伴い内水による浸水被害が標茶町で発生しました。



弟子屈町の浸水状況（昭和35年3月）



標茶町の浸水状況（平成28年8月）

釧路川的主要洪水被害の概要

洪水発生年月	気象原因	流域平均一雨雨量 標茶地点 (mm)	観測流量 (m ³ /s)	被害等
大正9年8月	低気圧	345.0	標茶 1,230~1,280 (推定) 注1)	死者・行方不明者 10名、家屋流失 39戸、床上浸水 1,437戸、床下浸水 701戸、氾濫面積 17,100ha
昭和16年9月	台風	182.4	標茶 812(推定) 注2)	死者・行方不明者 24名、家屋全壊 28戸、家屋半壊 21戸、家屋流失 20戸、床上浸水 959戸、床下浸水 631戸、田畑流失浸水 1,596ha※釧路地方
昭和22年9月	台風	128.7	標茶 618 注1)	死者・行方不明者 11名、家屋倒壊 33戸、家屋流失 20戸、家屋浸水 7,288戸、田畑冠水 7,261ha※北海道全域
昭和35年3月	低気圧	111.6	標茶 778 注1)	床上浸水 722戸、床下浸水 1,482戸、畑冠水 252ha※釧路支庁管内全域
昭和54年10月	台風	170.7	標茶 428 注3)	浸水面積 544.2ha(阿寒町、鶴居村)、建物被害 34棟(釧路市、阿寒町、鶴居村、標茶町、弟子屈町、釧路町)
平成4年9月	台風	174.3	標茶 324 注3)	建物被害 24棟(釧路市)
平成15年8月	台風	156.2	標茶 337 注3)	浸水面積 138.0ha(釧路市、阿寒町、標茶町、弟子屈町、釧路町)、建物被害 3棟(阿寒町、釧路町)
平成28年8月	台風	363.0	標茶 470 注4)	浸水面積 12.1ha(標茶町) 床下浸水家屋 23戸(標茶町)

出典：注1)「水害」財団法人北海道開発協会（監修：国土交通省北海道開発局建設部河川管理課）：平成17年3月発行

注2)「北海道地域防災計画」北海道防災会議：平成14年3月発行

注3)「災害記録」北海道(毎年発行)

注4)「平成28年8月からの大雨及び台風10号による出水の概要」：平成28年9月29日北海道開発局河川管理課

流域は地震多発地帯となっており、昭和 27 年の十勝沖地震を始め平成 5 年に釧路沖地震、平成 6 年に北海道東方沖地震、平成 15 年には十勝沖地震が発生し、いずれも河川管理施設に大きな被害が生じ、津波による影響も受けました。このため、流域の全市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されました。平成 23 年の東北地方太平洋沖地震では、釧路港で 2.1m の津波が観測され、河川遡上が河口から 11.0km まで確認されています。この津波により、釧路川〔北海道管理区間〕河口部両岸地域への浸水被害が発生したほか、港湾施設などに多数の被害が発生しました。

釧路川流域内の主な地震

発生年月日	M	地震名等	最大震度 下段:主な流域内 市町村の震度	地震被害等
1894 明治 27 年 3 月 22 日	7.9	根室半島南東沖	最大震度:5 震度 5:釧路ほか	死者 1、死傷 6、住家損壊 29 件、非住家その他損壊 72 件
1952 昭和 27 年 3 月 4 日	8.2	十勝沖	最大震度:6 震度 5:釧路ほか	死者 28、行方不明 5、負傷者 287、住家被害等 8,534 軒、住家浸水流出 419 軒
1962 昭和 37 年 4 月 23 日	7.0	十勝沖	最大震度:5 震度 5:標茶ほか	負傷者 2、住家損壊 52 軒、非住家損壊 3 軒
1973 昭和 48 年 6 月 17 日	7.4	根室半島南東沖	最大震度:5 震度 5:釧路ほか	負傷者 28、住家損壊 5,083 軒、住家浸水 70 軒、非住家 損壊 18 軒
1993 平成 5 年 1 月 15 日	7.8	釧路沖地震	最大震度:6 震度 6:釧路	死者 1、重傷 116、住家被害 全壊 44 棟、半壊 155 棟、被害総額 530 億 8100 万円
1994 平成 6 年 10 月 4 日	8.1	北海道 東方沖地震	最大震度:6 震度 6:釧路ほか	重傷 31、軽傷 404、家屋被害 全壊 39 棟、半壊 382 棟、一部破損 7,154 棟、床上浸水 6 棟、床下浸水 14 棟、被害総額 475 億 8 千万円
2003 平成 15 年 9 月 26 日	8.0	平成 15 年 十勝沖地震	最大震度:6 弱 震度 6 弱: 釧路町 ほか 震度 5 強:釧路市 ほか	行方不明 2、重傷 68、軽傷 779、住家被害 全壊 116 棟、半壊 368 棟、一部破損 1,580 棟、床下浸水 1 棟 被害総額 253 億 1500 万円
2004 平成 16 年 11 月 29 日	7.1	釧路沖	最大震度:5 強 震度 5 強:釧路町、 弟子屈町ほか	重傷 7、軽傷 45、住家被害 全壊 1 棟、一部破損 4 棟
2004 平成 16 年 12 月 6 日	6.9	根室半島南東沖	最大震度:5 強 震度 5 弱:釧路町、 弟子屈町ほか	重傷 1、軽傷 11、町営住宅の浄化槽マスの損傷 1 件、公立小・中・高校 8 校で校舎等の一部破損、社会教育施設 2 施設で内壁の一部破損

※明治 27 年以降の地震で釧路川流域市町村震度が 5 以上かつマグニチュード 7.0 程度以上を観測した地震の概要を掲載

出典:明治 27～平成 6 年「北海道東方沖地震 河川災害の記録 (平成 7 年 3 月)」北海道開発局 釧路開発建設部、平成 15～16 年 気象庁及び消防庁資料をもとに作成

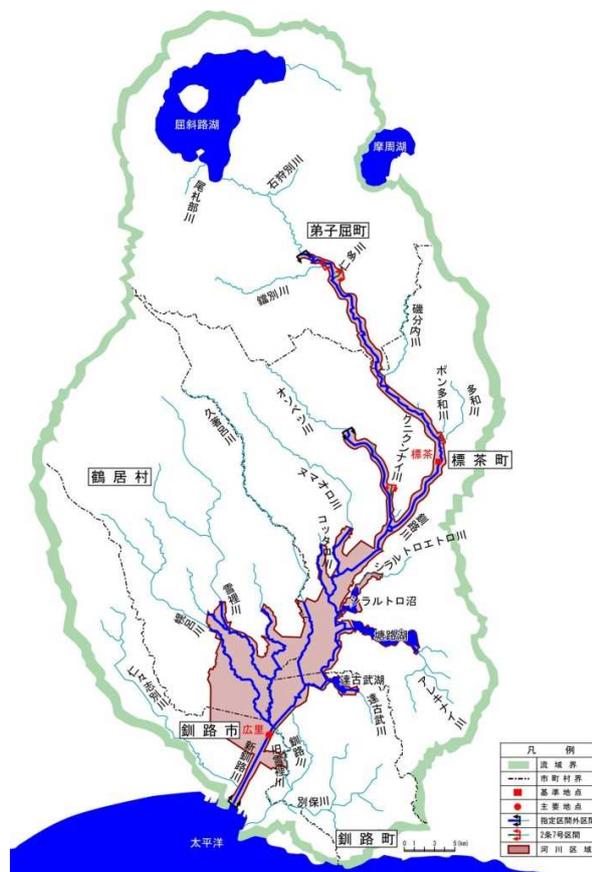
釧路港で観測された主な津波記録

発生年月日	震央名 (地域又は命名地震)	マグニチュード (M)	釧路港 津波記録
明治 27(1894)年 3 月 22 日	根室半島南東沖	7.9	100cm
昭和 27(1952)年 11 月 5 日	カムチャッカ半島沖	8.2	52cm
昭和 35(1960)年 5 月 23 日	チリ沖(チリ沖)	8.5	267cm
昭和 37(1962)年 4 月 23 日	十勝沖	7.0	5cm
昭和 43(1968)年 5 月 16 日	三陸沖(1968年十勝沖)	7.9	138cm
昭和 48(1973)年 6 月 17 日	根室半島南東沖(根室半島沖)	7.4	48cm
平成 6(1994)年 10 月 4 日	北海道東方沖(北海道東方沖)	8.2	103cm
平成 15(2003)年 9 月 26 日	釧路沖(平成 15 年十勝沖)	8.0	120cm
平成 16(2004)年 11 月 29 日	釧路沖	7.1	微弱
平成 18(2006)年 5 月 4 日	トンガ付近	7.8	10 cm
平成 18(2006)年 11 月 15 日	千島列島東方	7.9	24 cm
平成 19(2007)年 1 月 13 日	千島列島東方	8.2	13 cm
平成 19(2007)年 8 月 16 日	ペルー沿岸	7.9	14 cm
平成 20(2008)年 9 月 11 日	十勝地方南東沖	7.1	6 cm
平成 21(2009)年 9 月 30 日	サモア諸島	8.1	10 cm
平成 22(2010)年 2 月 27 日	チリ中部沿岸	8.8	65 cm
平成 23(2011)年 3 月 11 日	三陸沖	9.0	208 cm
平成 25 年(2013)2 月 6 日	サンタクルーズ諸島	7.9	10 cm
平成 26 年(2014)4 月 2 日	チリ北部沿岸	8.1	18 cm
平成 27 年(2015)9 月 17 日	チリ中部沖	8.3	21 cm

2 河川維持管理の概要

2-1 直轄管理区間

直轄で管理する釧路川は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第9条に基づき、釧路川の指定区間外区間(大臣管理区間)及び河川法施行令第2条第7号の区間(以下「2条7号区間」という)を対象としています。

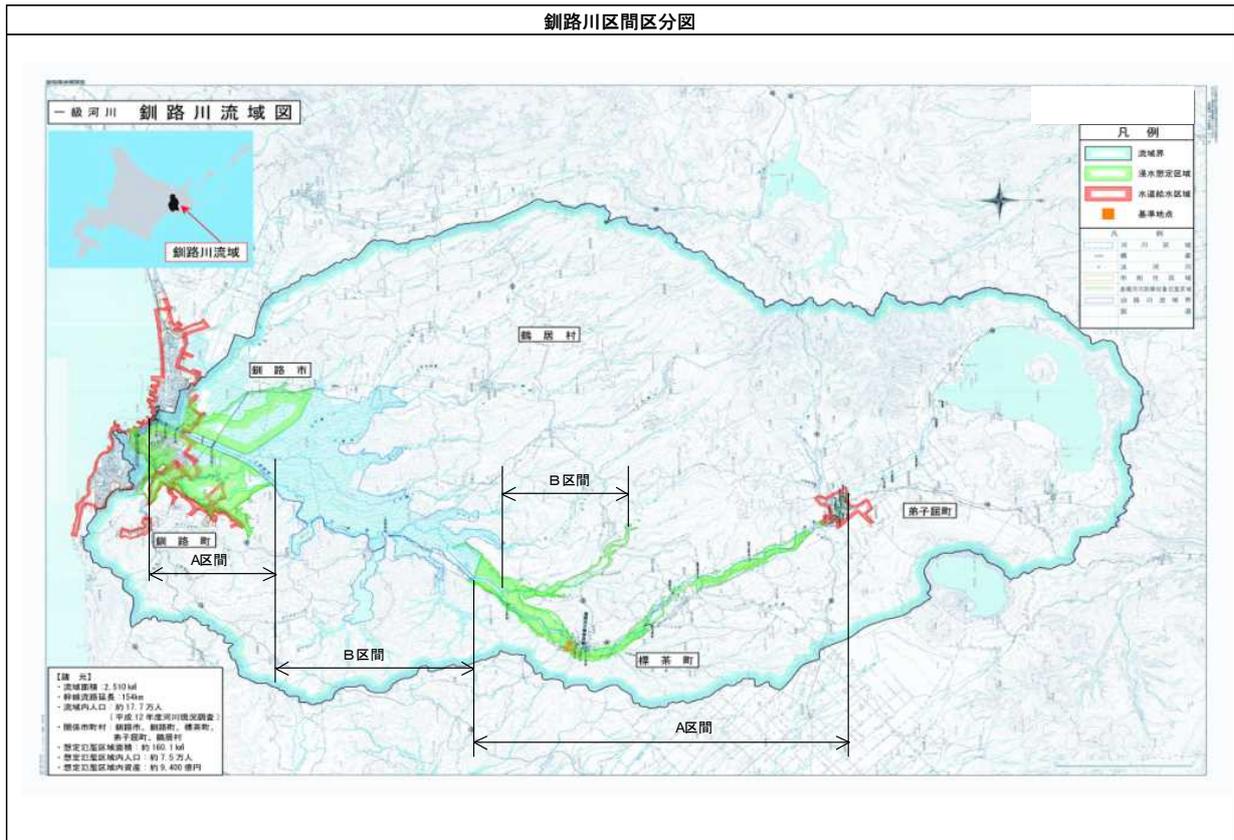


河川名	区間			備考
	上流端(目標物)	下流端	延長(Km)	
釧路川	左岸 北海道川上郡弟子屈町字弟子屈原野 146 番 3 地先 右岸 同町字鑑別原野 43 線西 19 番 1 地先	新釧路川への分派点	77.3	指定区間外区間
新釧路川	左岸 釧路川からの分派点 右岸 釧路川からの分派点	海	11.0	指定区間外区間
オソベツ川	左岸 北海道川上郡標茶町字オソベツ 778 番地先 右岸 同町同字 573 番の 1 地先	釧路川への合流点	14.5	指定区間外区間
クニクナイ川	左岸 北海道川上郡標茶町字標茶地先の釧路第 2 号標柱 右岸 北海道川上郡標茶町字標茶地先の釧路第 2 号標柱	オソベツ川への合流点	1.2	2条7号区間
多和川	左岸 北海道川上郡標茶町字多和 396 番地先 右岸 同町同字 395 番地先(釧網本線下流端)	釧路川への合流点	0.3	2条7号区間
ボン多和川	左岸 北海道川上郡標茶町字多和 408 番地先 右岸 同町同字 393 番地先	釧路川への合流点	0.5	2条7号区間
仁多川	左岸 北海道川上郡弟子屈町字仁多 108 番地先 右岸 同町同字 105 番地先	釧路川への合流点	0.2	2条7号区間
鑑別川	左岸 北海道川上郡弟子屈町字弟子屈 377 番の 2 地先の下鑑別橋 右岸 北海道川上郡弟子屈町字弟子屈 377 番の 2 地先の下鑑別橋	釧路川への合流点	0.5	2条7号区間
合計			105.5	

河川の区間区分（ランク分け）

氾濫区域に多くの資産を有し、堤防によって背後地が守られている区間をA区間としています。一方、背後地の地盤高が部分的に高く、一連区間で堤防を有しておらず、氾濫域に社会的影響が大きい重要な施設がない区間をB区間としています。

釧路川区間区分図



2-2 河川維持管理の目標

2-2-1 河道流下断面の確保

(1) 樹木伐開（区間共通）

一連区間の整備計画目標流量を確保するため、樹木の伐開を実施します。

(2) 堆積土砂掘削（区間共通）

土砂堆積により整備計画目標流量流下断面を下回った場合、掘削を実施します。

(3) 堤防の高さ・形状の維持（A区間）

一連区間の維持管理すべき流下能力を確保するため、堤防の高さ・形状を維持します。

(4) 不法行為の排除（区間共通）

洪水時に流失し、下流で洪水流下に支障となる等、洪水流下の阻害となる恐れがある不法行為について速やかに対応します。

2-2-2 施設の機能維持

(1) 洗掘の対策（区間共通）

護岸前面等、施設における基礎周辺での河床高の変化を把握し、低下傾向にある場合には、特に注意してモニタリングを継続し、洗掘の状態から、施設に明らかに重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施します。

(2) 堤防の機能維持（A区間）

維持すべき堤防の耐侵食、耐浸透機能が低下するおそれがある、クラック、わだち、裸地化、湿潤状態等の変状が見られた場合は、モニタリングを継続し、変状の状態から明らかに堤防の機能に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を実施します。また、構造物周辺においては隙間や空洞が発生し易いことから特に注意が必要です。

(3) 護岸の機能維持（区間共通）

維持すべき護岸の耐侵食機能が低下するおそれがある目地の開き、吸い出しが疑われる沈下等の変状が見られた場合は、モニタリングを継続し、変状の状態から明らかに護岸の耐侵食機能に重大な支障が生じると判断した場合には、必要な対策を実施します。

また、根固め工の捲れ、滑動等の変状が見られた場合についても同様に扱うものとします。

(4) 水門、樋門等の点検・整備（土木構造物部分）（区間共通）

クラック、コンクリートの劣化、沈下等の変状等、各々の施設が維持すべき機能が低下するおそれがある変状がみられた場合には、モニタリングを継続し、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を実施します。また、これらの構造物と堤防の間に隙間や空洞等が発生しているおそれの変状が見られた場合についても同様に扱うものとします。

- (5) 水門、樋門、樋管、光通信施設（河川情報板、CCTV）等の点検・整備・更新（機械部分）（区間共通）

異常音、腐食等、各々の施設が維持すべき機能が低下するおそれがある変状がみられた場合には、モニタリングを継続し、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を実施します。

河川情報板



- (6) 水文観測施設の補修（区間共通）

観測対象の事象（雨量、河川水位等）を適正かつ確実に捉えられる状態に無い場合は、必要な対策を実施します。

- (7) 河川利用施設の機能維持（区間共通）

車止め、標識、階段等の河川利用施設の安全が確保できる状態に無い場合は必要な対策を実施します。

2-2-3 緊急時の対策

- (1) 出水等対策への準備（区間共通）

出水時の対策や、油流出事故等への対策を万全とするため、側帯設置や備蓄資機材などの整備を実施します。資機材等については、定期的に点検を行い、保管状況を把握するとともに、不足の資機材は補充を行います。

また、平常時から関係機関等との情報共有、情報伝達体制、訓練の充実を図り、より迅速かつ適切な危機管理体制を構築します。

3 河川維持管理における主な実施内容

3-1 河川の状況把握

3-1-1 堤防点検等のための環境整備（堤防除草）

区間共通

① 実施の基本的な考え方

堤防法面の変状等の外観点検を的確に行うため、また、堤防表面を防御する芝の被覆を適正に維持するため、必要回数を実施します。また、高水敷部で、河川管理施設の状態確認のために除草が必要な場合は適宜実施します。

② 実施の場所、頻度、時期

除草回数は年1回を基本とし、実施の時期は台風期までとします。ただし、背後地の土地利用状況等勘案し重点的な監視が必要な区間については複数回の除草とし、堤防の状態把握を行うものとします。なお、草丈の伸長により河川管理上支障が生じる場合、及び害虫駆除等の堤防周辺対策の要請があった区間においては上記回数に限らず適時実施します。

③ 実施に当たっての留意点

- ・ 事前調査：除草区域内の官民境界杭、河川距離標杭、通信管路及び占用物件などについては、除草時に損傷しないよう事前調査を実施し、表示・保護などの対策を講じます。
- ・ 除草時期の調整：占用道路管理者及び堤防坂路等の占用者との除草時期が同一期間となるよう事前調整を実施します。
- ・ 堤防等の異常の発見：事前調査、除草中に堤防等の異常を発見した場合は速やかに必要な対策を実施します。

3-2 河川巡視

3-2-1 河川区域等における不法行為の発見

区間共通

① 実施の基本的な考え方

平常時より河川巡視や関係機関と連携し、その発生の防止に努めるものです。なお、不法行為を発見した場合は速やかに対応し、適切な措置を講じます。また、発生の予防に努めるため啓発活動を行うとともに、CCTV カメラ等で監視強化を図ります。



② 実施の場所、回数、密度

通常巡視は週2回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週1回を基本とします。

巡視確認項目は以下のとおりとします。

【流水の占用関係】

不法取水、許可期間外の取水、取水量等の状況

【土地の占用関係】 不法占用、占用状況

【産出物の採取に関する状況】

盗掘、不法伐採、採取位置等、土砂等の仮置き状況、汚濁水の排出の有無

【工作物の設置状況】 不法工作物、工作物の状況

【土地の形状変更状況】

不法形状変更、土地の形状変更の状況

【木の流送やいかだの通航状況】

不法な木流送、木の流送状況、船またはいかだの通航状況

【河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況】

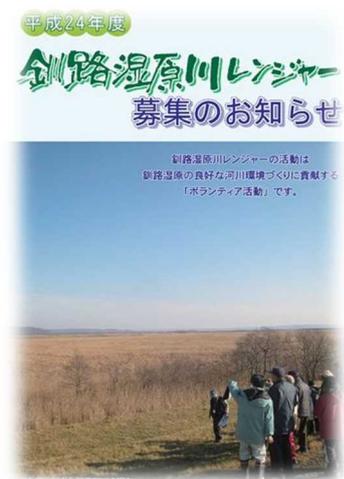
河川の損傷、ごみ等の投棄、指定区域内の車両の乗り入れ、汚水の排出状況

③ 実施にあたっての留意点

巡視にあたっては、職員による監視のほか、市民で構成されるボランティア組織「釧路湿原川レンジャー」等と連携し、協働による監視を実施することにより、河川及び湿原環境の保全意識の向上に努めます。

ごみの投棄については、河川巡視のほか、注意看板の設置や河川愛護月間等により、啓発活動を行います。

また、ごみマップに記載された投棄情報をもとに、投棄の多い時期や箇所を重点的に巡視します。なお、釧路川の下流域には釧路湿原国立公園が広がり、陸上部は国



立公園特別区域に指定されており、立ち入りが制限されていることから動力船やカヌーによる巡視を行います。

3-2-2 親水施設等の利用安全性確認

(護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路等)

区間共通

① 実施の基本的な考え方

河川利用者が安心して河川に接することができるよう、河川巡視及び点検を実施します。なお、毎年、既往点検結果の時点更新を行い、必要に応じて看板等による注意喚起や施設の補修を行います。



② 実施の頻度、時期

通常巡視は週2回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週1回を基本とします。さらに河川利用者が増加するゴールデンウィーク前、夏休み前には点検を実施します。

③ 実施に当たっての留意点

点検時には、必要に応じて施設管理者の他、地元の自治体、並びに河川愛護モニターなどによる合同点検とします。

3-2-3 車止め、標識、距離標等の保全状況確認

区間共通

① 実施の基本的な考え方

車止め、標識等の保全状況の点検を実施します。

② 実施の頻度、時期

通常巡視は週2回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週1回を基本とします。

③ 実施にあたっての留意点

特にありません。

3-2-4 危険行為の発見

区間共通

① 実施の基本的な考え方

危険な利用形態、不審物・不審者の有無について監視

を行います。施設及び河川利用者へ危険を及ぼす行為を発見した場合は速やかに対応し、適切な措置を講じます。

② 実施の頻度、時期

通常巡視は週2回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週1回を基本とします。

③ 実施にあたっての留意点

特にありません。

3-2-5 河川区域内における駐車や係留の状況確認

区間共通

① 実施の基本的な考え方

河川区域内の駐車の状態、係留・水面利用等の状況について確認を行います。

② 実施の頻度、時期

通常巡視は週2回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週1回を基本とします。

③ 実施にあたっての留意点

特にありません。

3-2-6 河川区域内の利用状況確認

区間共通

① 実施の基本的な考え方

河川区域内で行われているイベント等の開催状況、施設の利用状況、水面の利用状況等について確認を行います。



標茶町緑地公園

② 実施の頻度、時期

通常巡視は週2回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週1回を基本とします。

③ 実施にあたっての留意点

特にありません。

3-2-7 自然環境の状況把握

AB区間別

① 実施の基本的な考え方

河川の水質に関する状況、河川の水位に関する状況、季節的な自然環境の変化、自然保護上重要な生物の生息状況について確認を行います。

② 実施の頻度、時期

通常巡視は週 2 回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週 1 回を基本とします。

③ 実施にあたっての留意点

自然環境の状況としては、瀬切れの状況、サケ等の産卵場の状況、植生外来種の状況についても巡視で可能な範囲を把握します。

3-2-8 河川の利用者等による自然環境へ影響を与える行為の確認
区間共通

① 実施の基本的な考え方

自然保護上重要な地域での土地の改変、種の捕獲・採取の状況について確認を行います。

② 実施の頻度、時期

通常巡視は週 2 回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週 1 回を基本とします。

③ 実施にあたっての留意点

特にありません。

3-2-9 河道の状況

区間共通

① 実施の基本的な考え方

河岸の状況、河道内における砂州堆砂状況、樹木群の生育状況について確認を行います。

② 実施の頻度、時期

通常巡視は週 2 回の実施を基本とし、目的別巡視は夏季の週 1 回を基本とします。

③ 実施にあたっての留意点

特にありません。

3-2-10 出水時の河川巡視

区間共通

① 実施の基本的な考え方

出水時においては、状況が時々刻々と変化し、これに対応して適切な措置を講じる必要があります。出水時の河川巡視は、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況を概括的に把握するために実施します。



② 実施の頻度、時期

はん濫注意水位を上回る出水時に実施します。

③ 実施にあたっての留意点

河川巡視により漏水や崩壊等の異常が発見された箇所においては、直ちに水防活動や緊急的な修繕等の適切な措置を講じる必要があるため、市町村等との情報連絡を密にします。

3-2-1 1 許可工作物の維持管理状況確認

区分共通

① 実施の基本的な考え方

河川管理施設と同等の治水安全度を確保することが必要であり、施設管理者が出水期前等の適切な時期に点検を実施します。

② 実施の頻度、時期

定期検査は毎年出水期前の実施とし、点検結果の報告を求めます。必要に応じて施設管理者に立会を求めて点検結果を確認します。また河川巡視により、許可工作物の状況を把握し、必要に応じて施設管理者に臨時の点検実施等を指導します。

③ 実施にあたっての留意点

許可工作物の定期検査における留意点として以下の事項があります。

- ・施設管理者の維持管理状況の確認
- ・出水時、緊急時の対応確認
- ・補修等指摘箇所の補修計画及び補修の確認

また、巡視により変状等が確認された場合は、施設管理者と情報交換を行います。

3-3 点検（出水期前・出水中・出水後の点検及びモニタリング）

3-3-1 堤防、護岸及び河道内の点検

区間共通

① 実施の基本的な考え方

出水期前に堤防（表・裏法面、天端、裏法尻、堤脚部、堤内地等）、護岸（高水護岸、低水護岸、堤防護岸、根固め、

水制、樋門等構造物周辺等の点検)、河道内(深掘れの状況、樹木の繁茂状況、土砂等の堆積状況等)を目視点検により実施します。

② 実施の場所、頻度、時期

直轄区間全川において、所定の基準等に基づき実施します。

【出水期前・台風期】

台風期までに行うことを基本とし、直轄区間全川を対象に点検を実施します。

【出水中】

氾濫注意水位を超えた箇所において点検を実施します。

【出水後等】

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合に点検を実施します。なお、氾濫注意水位には達しないが、水防団待機水位以上の経過時間が48時間以上となった場合も点検を実施します。



出水時点検

【地震時】

管内施設点検基準観測所で震度5弱以上の地震を観測した場合に、調査を実施します。また、震度4の地震を観測した場合は、通常河川巡視において対応を行います。

③ 実施にあたっての留意点

緊急的に補修等が必要な箇所及び出水期間中に経過観察が必要な箇所を抽出します。また、出水後は重要区間の変状把握や経過観察が必要な箇所を再度点検します。点検時にはカルテを携行し、変状の進行程度が判断できるように取りまとめます。

津波の影響が予測される区域においては、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除され安全が確認できてから点検を行うものとします。

3-3-2 河川管理施設の点検

(水門、樋門、樋管、光通信施設等)

区間共通

① 実施の基本的な考え方

出水期前に施設の状態を把握するとともに、洪水後に変状を把握して次の洪水に備えるための施設の状態把握を行います。

② 実施の場所、頻度、時期

実施の場所については当事務所が管理する全樋門、樋管、水門とします。

【水門、樋門、樋管】

定期的な管理運転のほか、出水期前には月点検及び年点検を実施します。

【光情報施設】

所定の定期点検を実施します。

【地震時】

震度 4

管内施設点検基準観測所で震度 4 の地震を観測した場合には、地震発生の当日又は翌日（翌日が閉庁日の場合は次の開庁日）の平常時巡視により、重要な河川構造物（岩保木水門、釧路市上水道取水口）のほか、河川管理施設等の異常、変化等の把握を重点的に行います。

震度 5 弱以上

管内施設点検基準観測所で震度 5 弱以上の地震を観測した場合には、河川管理施設等の 1 次点検を直ちに開始します。

③ 実施に当たっての留意点

緊急的に補修等が必要な箇所及び出水期間中に経過観察が必要な箇所を抽出するため、定期的な点検を実施します。

津波の影響が予測される区域においては、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除され安全が確認できてから点検を行うものとします。



4 具体的な維持管理

4-1 堤防護岸等の施設の維持管理対策

4-1-1 樹木伐採

区間共通

① 実施の基本的な考え方

河道管理（整備計画目標流量の流下断面確保）、施設管理（偏流、水衝部、高速流の発生防止、樹木の侵入等による損傷防止）、河川監視（河川巡視、CCTV）、流量観測精度の確保、不法投棄対策、防犯対策等を目的に、高水敷等の樹木伐採を実施します。

② 実施の場所、頻度、時期

直轄区間全川において、所定の計画に基づき、効率的・効果的に実施します。なお、伐開計画は河道内の樹木状況により、随時見直しを行います。

③ 実施にあたっての留意点

樹木伐採の実施にあたっては、「河川における樹木管理の手引き（リバーフロント整備センター）」等を参考に、堤防に対して水あたりや高速流を発生させない伐採とします。一連区間で伐採が必要な区間においては、縦断方向に伐採するなど、早期に効果が上がる伐採とします。

また、保全が必要な樹木や生態系への影響を小さくする必要がある樹木については、関係機関等との調整を行い、適正な維持管理に努めるものとします。

木材資源の有効活用及びコスト縮減を図るため、公募伐開の推進を図り、不法伐採やトラブル等の発生には十分注意するものとします。

4-2 水防等のための対策

区間共通

① 実施の基本的な考え方

水防活動、災害復旧事業、油流出事故等の緊急的な対策を目的に、各資材の備蓄を図ります。

② 実施の場所、頻度、時期

水防活動、災害復旧、油流出事故対応等に必要な資材を想定して、計画的な備蓄を図ります。また、水質事故を想定し、関係機関と実技訓練を行います。

- ③ 実施に当たっての留意点
特にありません。

5 地域連携等

5-1 河川管理者と市町村で連携して行うべき事項

区間共通

- ① 実施の基本的な考え方

釧路川水防連絡協議会や釧路川環境保全連絡協議会を定期的に開催し、関係市町村と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施します。

- ② 実施の場所、頻度、時期

【合同巡視】

市町村と連携し、出水期前に重要水防箇所等の合同巡視を実施します。

【水質事故対策】

市町村と情報連絡を密にして、発生原因の特定、防止処置を連携して行います。

- ③ 実施にあたっての留意点

合同巡視や点検結果に基づき、危険箇所や注意すべき施設、箇所等について、情報の共有を図ります。

5-2 河川管理者と市町村、NPO・市民団体との連携事項

区間共通

- ① 実施の基本的な考え方

良好な河川空間の維持を目的に、河川協力団体や、NPO、市民団体等と連携・協働して河川清掃活動、河川愛護活動等を実施します。

- ② 実施の場所、頻度、時期

河川愛護月間（7月）等を通して河川美化活動を実施するとともに、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行います。

- ③ 実施に当たっての留意点

地域の取り組みと連携した河川整備や河川愛護モニター制度の活用等により、住民参加型の河川管理体系の構築に努めます。



住民と連携した河川愛護活動

平成 28 年度の取組状況

6 河川管理施設の状況把握

6-1 河川巡視

河川管理施設の状況を把握するため、河川巡視を実施しました。



一般巡視



目的別巡視（動力船）

実施箇所：全区間

種別	頻度	備考
一般巡視	週 2 回	通年
目的別巡視	週 1 回	4～11 月
目的別巡視 [遊水地・陸上]	月 1 回	5～11 月
目的別巡視 [遊水地・水上] カヌー	月 4 回	5～11 月
目的別巡視 [遊水地・水上] 動力船	月 2 回	5～11 月

平成 28 年度に河川巡視で発見した不法投棄（ゴミ）は、433 件あり、回収・処分を行いました。ゴミの投棄状況は、ゴミマップとして釧路開発建設部のホームページ 下記※にて公開し啓蒙を行っているほか、地元自治体や警察等と連携し不法投棄防止に努めています。

※http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kasen/pdf/h28ksriver_map.pdf

地区別不法投棄認知件数（平成 28 年 4 月～同年 12 月）

地区名	H27	H28	備考
釧路地区	185	197	
釧路湿原地区	137	184	
標茶地区	16	31	
弟子屈地区	22	21	
合計	360	433	



釧路川ゴミマップ

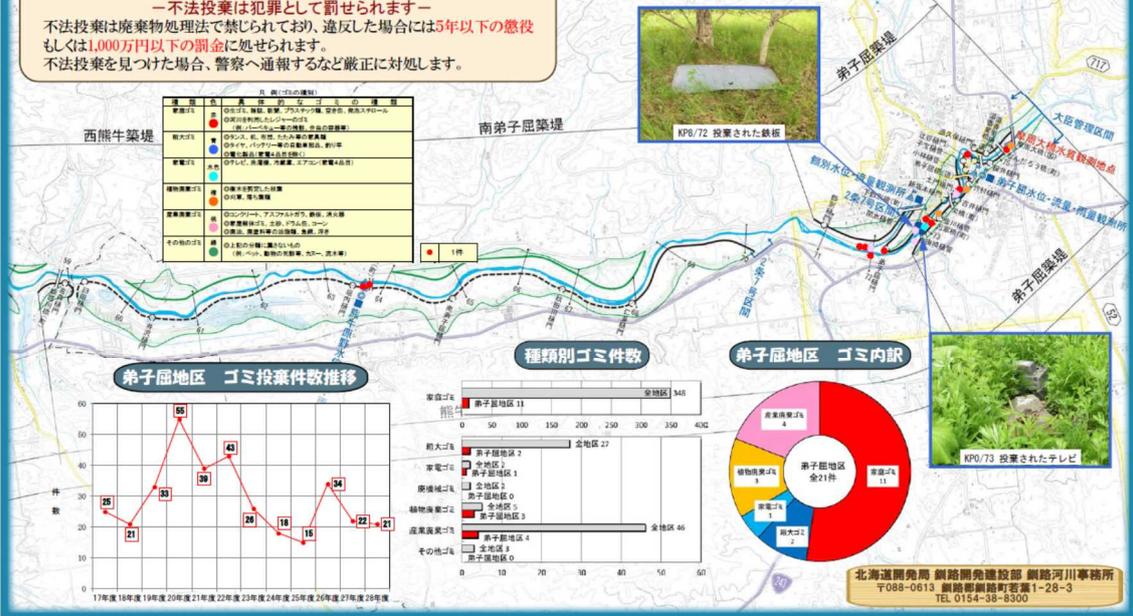
(弟子屈地区)

河川巡視で確認したゴミ投棄件数 平成28年4月～平成28年12月 21件
 釧路河川事務所ではゴミを処理するため年間500万円の費用がかかっています。

—不法投棄は犯罪として罰せられます—

不法投棄は廃棄物処理法で禁じられており、違反した場合には5年以下の懲役
 もしくは1,000万円以下の罰金に処せられます。
 不法投棄を見つけた場合、警察へ通報するなど厳正に対処します。

釧路川での不法投棄は釧路湿原を含む全流域に広がっており、
 貴重な自然景観や野生生物に影響を及ぼしています。
 釧路湿原の美しい景観や貴重な動植物を守り、次の世代に残すためにも
 ゴミの不法投棄は絶対にやめましょう。
 釧路河川事務所では、定期的な河川巡視を実施するとともに警察、
 市町村等の関係機関とも連携し、不法投棄防止に努めてまいります。



釧路川ゴミマップ

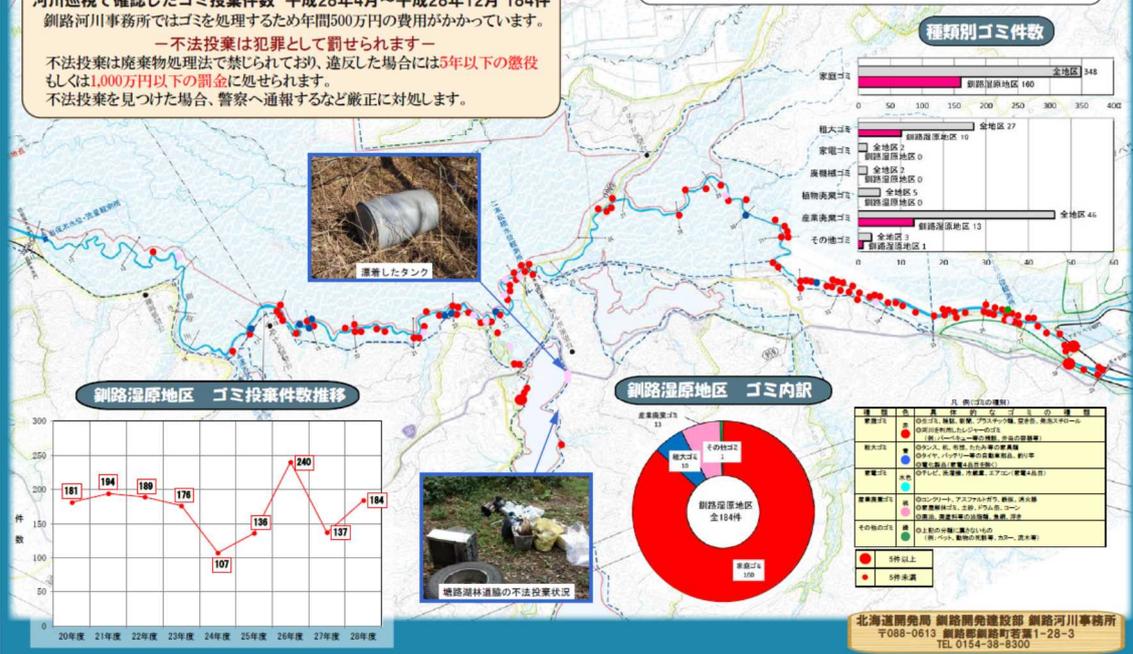
(釧路湿原地区)

河川巡視で確認したゴミ投棄件数 平成28年4月～平成28年12月 184件
 釧路河川事務所ではゴミを処理するため年間500万円の費用がかかっています。

—不法投棄は犯罪として罰せられます—

不法投棄は廃棄物処理法で禁じられており、違反した場合には5年以下の懲役
 もしくは1,000万円以下の罰金に処せられます。
 不法投棄を見つけた場合、警察へ通報するなど厳正に対処します。

釧路川での不法投棄は釧路湿原を含む全流域に広がっており、
 貴重な自然景観や野生生物に影響を及ぼしています。
 釧路湿原の美しい景観や貴重な動植物を守り、次の世代に残すためにも
 ゴミの不法投棄は絶対にやめましょう。
 釧路河川事務所では、定期的な河川巡視を実施するとともに警察、
 市町村等の関係機関とも連携し、不法投棄防止に努めてまいります。



これらは、平成 28 年度に釧路川で回収した「ゴミ」の一部です。



6-2 点検

堤防、護岸及び河道内の点検を実施しました。
実施箇所：全区間

種別	実施箇所	期間
堤防点検	新釧路川、釧路川 (有堤部)	5月～6月
構造物点検 (水門・樋門等)	新釧路川、釧路川	6月～7月



堤防点検

6-3 堤防除草

堤防の変状等の外観点検を迅速かつ的確に行うこと、堤防の法面を防御する芝の被覆を維持することを目的に、堤防法面等の除草を行いました。



機械除草

種別	延長 (km)	面積 (千 m ²)	備考
堤防除草	75.5	2,6490.0	釧路川 (有堤部)

7 施設の維持管理対策

7-1 樋門補修

経年により劣化した樋門を補修しました。



実施前



実施後

箇所	補修内容	備考
臼田樋門	コンクリート補修	
瀬文平樋門	コンクリート補修	
弟子屈樋門	コンクリート補修	

7-2 法面補修

表層すべりが発生した堤防について、補修を実施しました。

箇所	面積(m ²)	備考
標茶左岸築堤 (KP42.2)	240	



着工前



着工後

8 釧路川の出来事

8-1 平成28年8月出水について

8-1-1 降雨の概要

釧路地方では、停滞する前線の影響により8月20日から各地で雨が降り続き、8月21日には台風第11号の影響により釧路川流域に強い雨が降りました。釧路川水系標茶雨量観測所での8月の降水量が500mmを超える雨量を記録するなど、各地で観測史上最多雨量を記録しました。

(参考：8月の平年降水量136.7mm)

8-1-2 水位状況概要

8月20日からの降雨により、釧路川流域の水位観測所において避難判断水位超過1箇所及び氾濫注意水位超過5箇所で基準水位を上回る水位を記録しました。

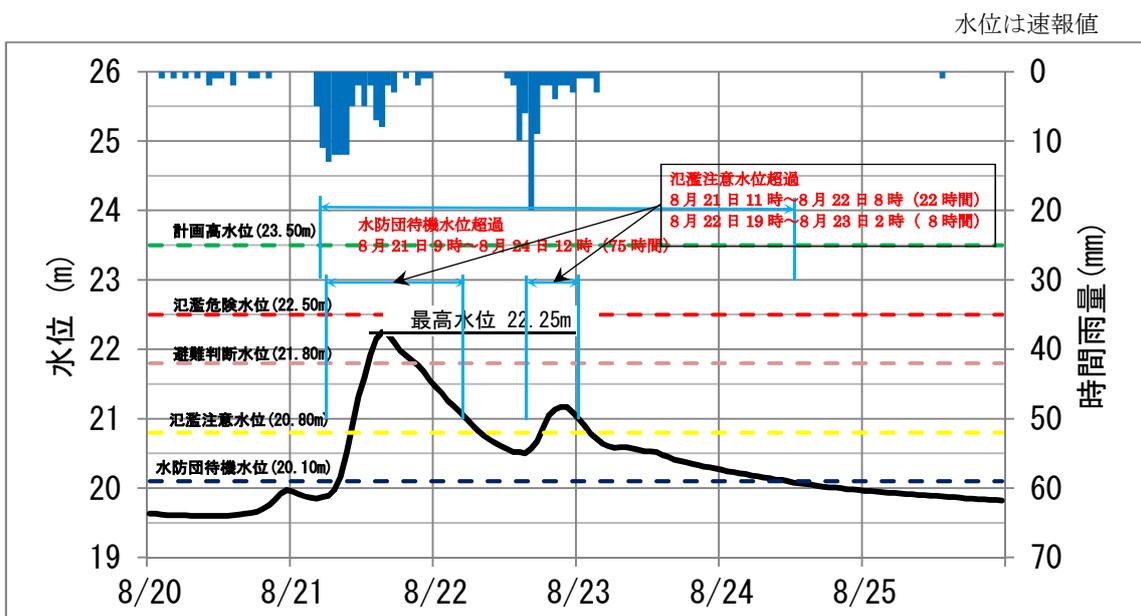
- 氾濫注意水位超過：5箇所
弟子屈（釧路川）、岩保木（新釧路川）、広里（新釧路川）
鳥取（新釧路川）、下オソベツ（オソベツ川）
- 避難判断水位超過：1箇所
標茶（釧路川）

8月21日 釧路川 開運橋（標茶水位観測所付近）



●標茶水位観測所の状況

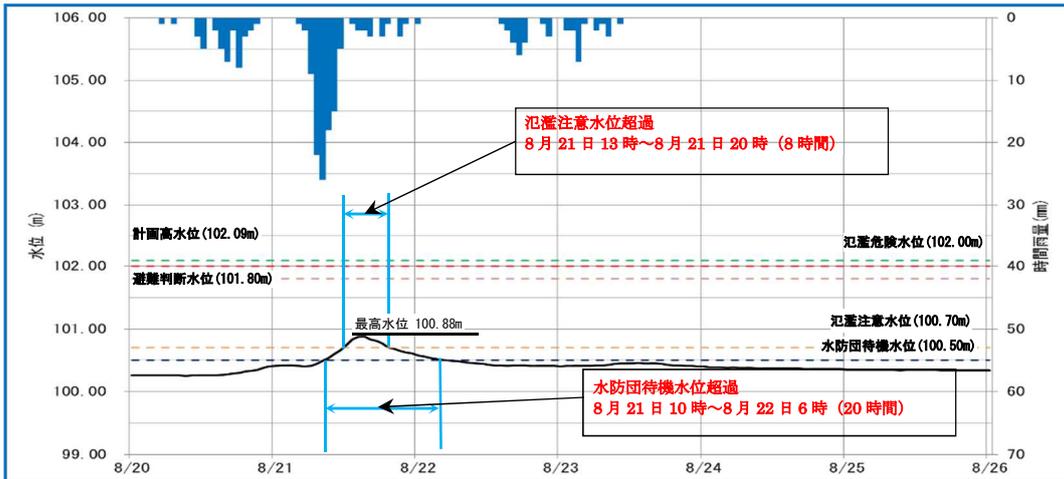
釧路川標茶水位観測所では、21日9時から24日12時までの75時間にわたり水防団待機水位（20.10m）を超過し、さらに21日11時から22日8時までの22時間と22日19時から23日2時までの8時間にわたり、氾濫注意水位（20.80m）を超過しました。最高水位は22.25mを記録し避難判断水位を超過し、氾濫危険水位まで0.25mに達しました。



●弟子屈水位観測所

釧路川弟子屈水位観測所では、21日10時から22日6時までの20時間にわたり水防団待機水位（100.50m）を超過しさらに21日13時から21日20時までの8時間にわたり氾濫注意水位（100.70m）を超過しました。

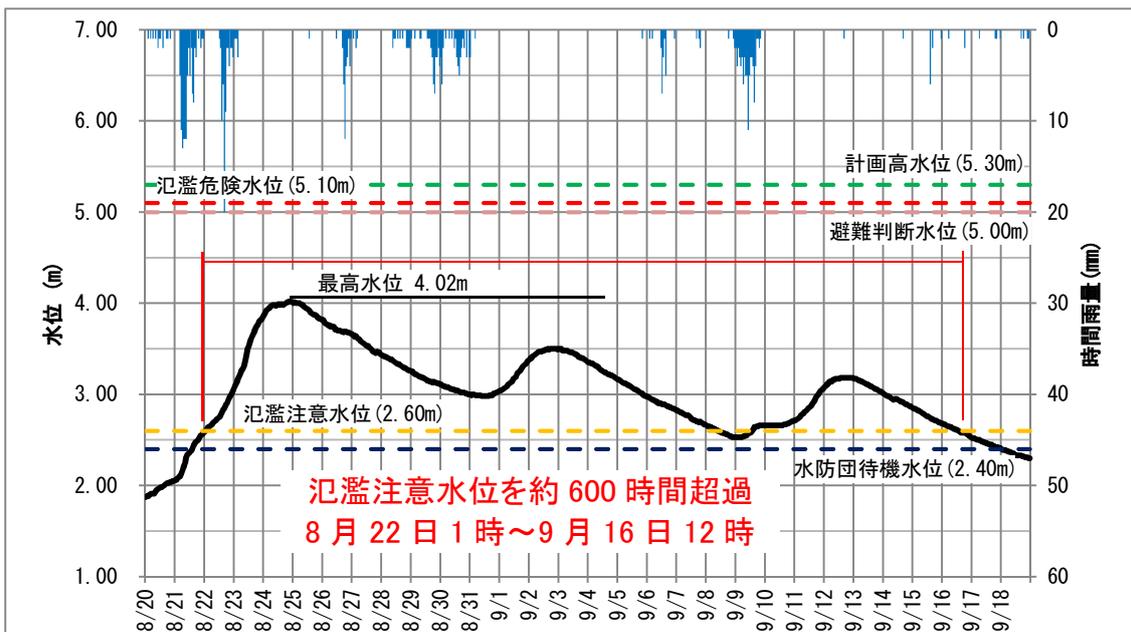
水位は速報値



●広里水位観測所

釧路川広里水位観測所では、氾濫注意水位を約600時間（約25日間）にわたり超過するなど防災体制等が長期化しました。

水位は速報値



8-1-3 被災状況概要（その1）

釧路川の増水に伴い、標茶町内の道路や住宅が浸水（23戸の床下浸水）するなど内水による被害が発生しました。内水排水活動は、標茶町2箇所 釧路市1箇所で行いました。また、標茶町の桜、旭、平和、富士と麻生の一部に1,152世帯2,376人に避難勧告が出され、避難所へ744人が避難しました。弟子屈町では、10人が自主的に避難しました。



冠水により浸水寸前の標茶町勤労者



オモチャリ川の排水作業

8-1-4 被災状況概要（その2）

河川管理施設については、河岸侵食や護岸破損等で10箇所被災したため、災害復旧事業を申請し早期復旧をめざしています。



河岸侵食を受けた箇所



堤防法すべり箇所

8-2 事件・事故

平成28年度に釧路川及び新釧路川で発生した、水質事故はありませんでした。

8-3 釧路川水防連絡協議会

釧路開発建設部が管理する一級河川の水害防止を図り、国及び地方自治体の関係機関が連携し、流域住民の安全を確保するため、4月27日に開催しました。また、減災の取組に関して「釧路川水防連絡協議会 釧路減災対策部会」を設置しました。

参加機関

釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、釧路地方気象台、釧路総合振興局、釧路開発建設部

8-4 釧路川環境保全連絡協議会

釧路川並びにこれに接続する水域および水路の環境保全対策について、関係機関相互の連絡調整を図るため、釧路川環境保全連絡協議会を4月27日に開催しました。

参加機関

釧路総合振興局、釧路建設管理部、道警釧路方面本部、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、釧路開発建設部

8-5 管理施設等操作訓練

8-5-1 排水ポンプ車訓練

釧路開発建設部管内には、排水ポンプ車が2台配置されており、これらの操作を的確に行うため、7月5日、7月21日に操作訓練を行いました。



排水ポンプ車操作訓練の様子

8-5-2 樋門管理体制の確保について

8月の出水時における水門・樋門等の操作において、様々な課題が顕在化したことを踏まえ、改めて操作要領及び就業規則等のルールを釧路河川事務所、施設整備課、水門等水位観測員との間で相互に確認を10月4日から10月20日まで行いました。



樋門操作の確認の様子

8-6 刈草の無償提供

釧路開発建設部では、廃棄処理費用の節減を図るとともに、「家畜の敷きわら」等に有効活用し循環型社会の形成への一助となるよう、釧路川堤防の刈草を希望者に無償提供しました。

応募者 4名
刈草ロール 337個



刈草の引き渡し（釧路市）

8-7 水質事故訓練

10月17日に釧路川環境保全連絡協議会構成機関、市民団体等の参加を得て、水質事故訓練を新釧路川右岸昭和樋門（釧路市）において実施しました。



オイルフェンス・オイルマット展開訓練



汚濁物質採取訓練

8-8 河道内樹木の無償提供（公募伐開）

釧路開発建設部では、釧路川の河川敷地において、木材資源の有効活用と維持管理コストの縮減を目的に、指定した箇所において個人等で樹木伐採していただける方を募集し、平成28年度は1名の応募がありました。

実施場所：釧路川右岸河川敷（標茶町南標茶地先）

募集面積：12,000m²

採取面積：1,200m²（20m×20m×3区画）

8-9 釧路湿原川レンジャー

釧路開発建設部では、平成12年度から地域住民がボランティアで河川環境に関する報告などを行っていただく「釧路湿原川レンジャー」を募集し、113名を登録しました。



釧路湿原川レンジャー認証式

● 第1回学習会

平成28年6月15日(水)に17名の参加により、釧路町岩保木水門付近での「花咲かじいさんプロジェクト」と塘路湖において「オオハンゴンソウ防除」を行いました。



オオハンゴンソウ防除

● 第2回学習会

釧路川の増水により中止となりました。

● 第3回学習会

平成28年9月6日(水)に、19名の参加により、北海道キノコの会（奈良泰世先生）による「きのこと森のつながり」の学習会を実施しました。



学習会の様子

● 第4回学習会

平成29年2月7日(火)に23名の参加により、建設工事中の温根内ビジターセンター見学と観察活動報告会を行いました。



温根内ビジターセンターの見学

8-10 水生生物調査

地元小中学校の参加を得て、釧路川の環境を把握するため水生生物調査を実施しました。調査の結果、釧路川の水質は4段階で最も上位の「きれいな水」と判定されました。

また、川での安全対策（水難防止）講習を行い、正しい救命胴衣の着用方法等について学びました。

○平成28年7月25日

釧路市立景雲中学校

調査場所：釧路川南弟子屈橋下流
（弟子屈町南弟子屈）



水生生物調査の様子（景雲中学校）

○平成28年8月10日

弟子屈町立弟子屈中学校

調査場所：釧路川鑑別地区
（弟子屈町仁多）



水生生物調査の様子（弟子屈中学校）

8-1 1 花咲かじいさんプロジェクト

湿原環境保全の一環として平成 5 年より毎年地元と協働で種の採取、苗作りからはじめて、湿原周辺での植樹活動を行っており、平成 8 年度からは釧路町遠矢小学校との協働により、現在まで継続して実施されています。

このプロジェクトは、毎年、春の部と秋の部の 2 回で構成されており、平成 28 年度から「秋に 4・5 年生が種を採取」→「その種を 3・4 年生が苗床に蒔く」→「翌年の春に 5 年生となった児童が苗床からポットに移植」→「翌年の春に 6 年生となった生徒が植樹」→「同年の秋にまた 4・5 年生が種を採取」というように一連の作業を継続して行うしくみになっています。

花咲かじいさんプロジェクトの流れ



4・5 年生による種の採取
(平成 28 年 10 月 31 日)



6 年生がポット苗を植樹
(平成 28 年 6 月 15 日)



3・4 年生が苗床づくり
(平成 28 年 10 月 31 日)



5 年生が苗床からポット苗へ移植
(平成 28 年 6 月 15 日)

8-12 市町村との情報連携

8月21～22日にかけて停滞した前線と台風第11号の接近による、大雨の影響で釧路川の水位が上昇し避難判断水位を上回ったため、標茶町では、1152世帯2376人に避難勧告が出され、避難所へ744人の方が避難しました。このことを受け、10月6日に標茶町と釧路開発建設部では「平成28年8月21日出水についての意見交換会」を実施しました。8月洪水の気象状況、水位の状況及び樋門操作の報告等について意見交換を行いました。

また、2月16日には釧路町と意見交換会を実施しました。釧路開発建設部からは、「中小河川等における水防災意識社会の再構築」、「災害復旧における技術的支援等」、釧路町からは、「避難所運営研修会の紹介」、「地元高校生の災害ボランティア活動紹介について」意見交換を行いました。



標茶町との意見交換



釧路町との意見交換

8-13 市民団体との連携

市民団体が行う稚魚放流や河川清掃に参加しました。

月日	内容	主催者
5月21日	河川清掃	釧路湿原を美しくする会
5月28日	植樹活動	豊かな緑と魚のリバーサイド植樹活動実行委員会
7月9日	河川清掃	釧路湿原国立公園連絡協議会
7月22日	稚魚放流	釧路・リバープロテクション・21の会
10月3日	植樹活動	釧路・リバープロテクション・21の会
10月7日	河川清掃	イオン北海道(株)



河川清掃（10月7日）

8-14 河川協力団体

平成25年6月の河川法改正により河川協力団体制度が創設され、釧路川では1団体が平成26年3月に指定されました。

平成28年度は、ヤマベの稚魚放流、岩保木水門記念碑建立等の活動がありました。



岩保木水門記念碑
（7月19日）



弟子屈町内でヤマベの稚魚放流
（7月22日）

8-15 釧路川減災対策部会

釧路川においては、これまで、洪水による災害の発生防止又は軽減に関して、堤防整備や河道掘削などのハード対策を中心として段階的に整備を進めてきたが、このような災害に対応するために、流域住民の安全安心を担う釧路市長、釧路町長、標茶町長、弟子屈町長、鶴居村長や釧路総合振興局、釧路地方气象台、釧路開発建設部は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、「釧路川水防連絡協議会 釧路川減災対策部会」（以下、「部会」という。）を平成28年4月27日に設立した。

部会では、釧路川流域の地形的特徴や洪水による浸水想定を踏まえ、特徴、課題を抽出し、『釧路川の大規模水害に対し、長時間継続する洪水に対しての「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標とし、避難勧告の発令等を担う市町村と、道、国が一体となって行う以下の主な取組内容を取りまとめた。

- ・ハード対策として、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護等を実施するほか、以下のソフト対策を実施する。

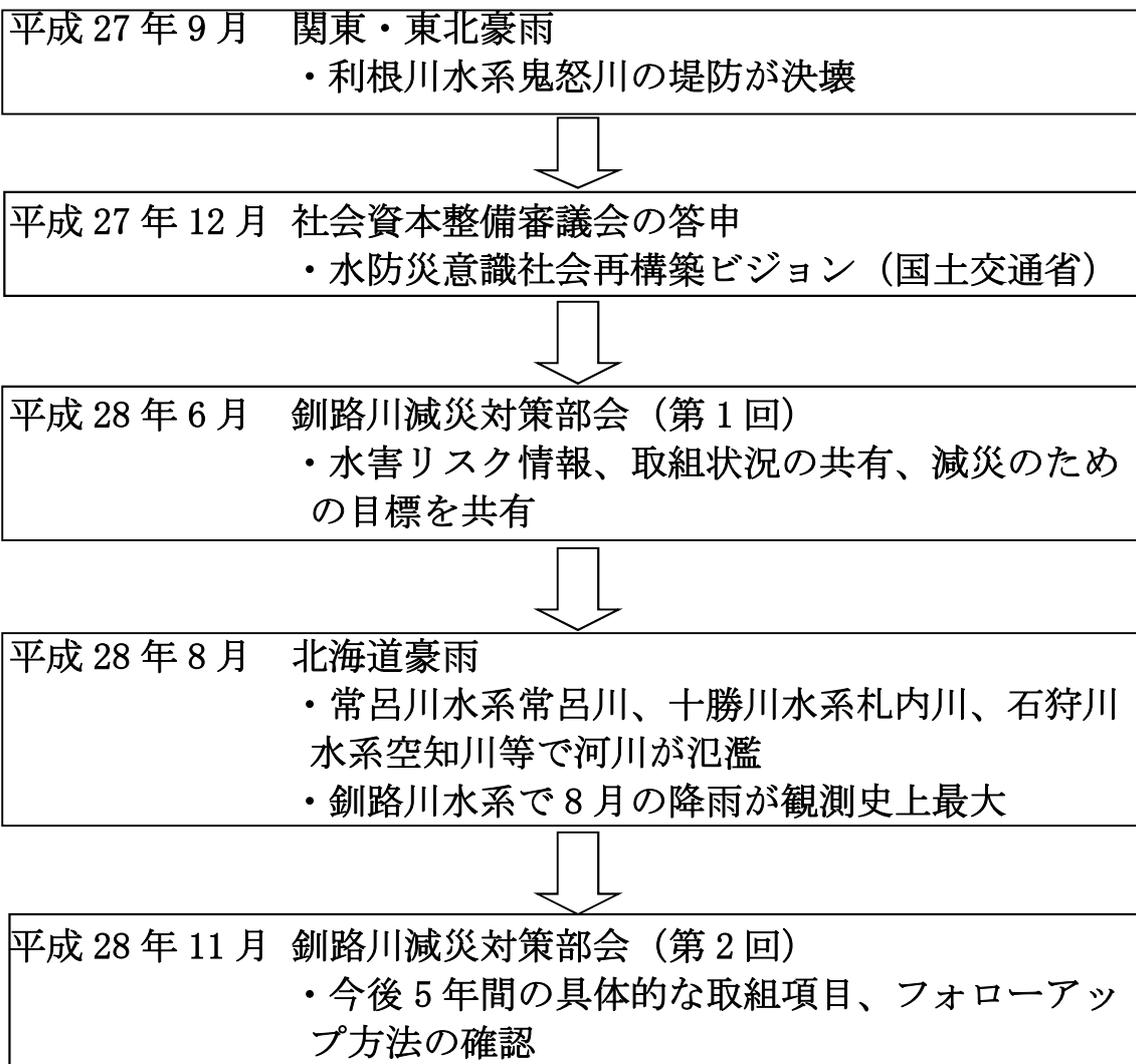
(ソフト対策)

- ・想定最大規模の洪水に対する浸水深・浸水継続時間等の情報を踏まえ、避難経路の設定や避難場所の見直しを実施し、ハザードマップの更新及び市町村の避難判断・伝達マニュアル（水害編）の充実を図る。また、避難時間確保に資するべく、水防資機材の充実や水防訓練の継続実施を図る。
- ・長期にわたる浸水に対し、社会経済活動の早期再開に資するため、既設排水システムを関係機関と共有の上、資機材搬入経路と想定排水箇所の設定を行うとともに、開発局保有の排水ポンプ車を活用した効率的な排水計画を検討し、訓練を実施する。また、長期にわたる浸水に対する避難受入体制について検討する。
- ・防災意識の醸成により主体的な避難行動を促すために、幼少期からの防災教育を充実させるとともに、観光客や市町村外への通勤、通学等の住民に対する情報発信方法の検討を行う。



減災対策部会の様子

釧路川減災対策部会の経過



8-16 防災学習について

平成 28 年 9 月 23 日（金）に標茶町立標茶小学校 6 年生（児童数 57 人）を対象に河川に関する防災教育を実施しました。

平成 28 年の 8 月の大雨により、標茶町市街地を貫流する釧路川では、標茶水位観測所にて戦後最大である昭和 35 年 3 月洪水に次ぐ 2 番目の水位を記録しました。多くの児童が釧路川の増水状況を経験した標茶小学校において、釧路川の減災を考える防災教育を実施しました。「大雨が降ったときにとるべき行動」について、班ごとに意見を出し合い、命を守る行動を学びました。



防災学習の様子

8-17 水辺の賑わいに向けた取組（水辺で乾杯）

平成 28 年 7 月 7 日、釧路川の水辺を粋に静かに楽しんでみる風流な社会実験が行われました。水辺で乾杯は、釧路川の水辺の新たな活用に向けた「ミズベリング」プロジェクトの一環で実施されました。

弟子屈町では、釧路川に架かる歩道橋「なんだろう橋」で 77 人が水辺で親しみ、釧路市では「幣舞橋」で 23 人が水辺を粋に楽しみました。



弟子屈町なんだろう橋で乾杯



釧路市幣舞橋で乾杯